平成２２年（フ）第１６０１号
千葉市中央区村田町333番地２
債務者　木内すみ子こと　李　すみ子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第１６０９号
千葉県浦安市東野２丁目15番27号　ローズガーデンハウスＢ棟15
債務者　吹田理恵子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第１８０号
千葉県木更津市清見台５丁目５番９号、住民票上の住所千葉県木更津市請西835番地１幸栄ハイツ105号
債務者　原　　克幸
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部
平成２２年（フ）第１８５号
千葉県木更津市清見台１丁目３番７号
債務者　澤田　正行
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部
平成２２年（フ）第３４０号
長野市戸隠豊岡1491番地
債務者　村上　尚三
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第３１７８号
名古屋市瑞穂区井の元町95番地
債務者　石田タイルこと　石田　芳昭
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第３４６６号
名古屋市西区中小田井１丁目386番地の１リビュー豊島402号
債務者　有本　亜子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第８５４号
愛知県刈谷市今川町田地池27番地
債務者　村瀬　佐織
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２２年（フ）第２５９号
滋賀県近江八幡市安土町桑実寺63番地46
債務者　岡本　孝一
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大津地方裁判所彦根支部
平成２２年（フ）第９０９号
兵庫県たつの市神岡町沢田846番地１
債務者　田中いづみ（旧姓小武森）
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２２年（フ）第２１０号
鳥取県境港市外江町3474番地１
債務者　遠藤　建一
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２２年（フ）第１２５７号
広島市中区竹屋町３番28号、住民票上の住所広島市安佐南区川内４丁目13番15号
債務者　田村美代子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第１５７６号
広島県廿日市市大野原３丁目９番７号
債務者　浴中　　誠
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第１６０６号
広島市中区光南４丁目５番10―201号―２号棟
債務者　大園　吉志
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第１６１０号
広島県山県郡北広島町丁保余原2166番地１遣分第３アパート105
債務者　田村みより
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第１６１８号
広島市中区舟入中町３番32―203号
債務者　神原　江美
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第１６６９号
広島県東広島市西条町田口204番地23
債務者　佐々木文彦
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第１７６３号
広島県安芸郡熊野町深原5474―１ともやま商店方、住民票上の住所広島市佐伯区八幡東１丁目36番３号
債務者　日浦　光夫
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部